

インフルエンザ対策「マスクしていますか？」

寒い時期になると本会では必ずインフルエンザに関する質問を受けます。この数年で最も大きく変化したインフルエンザに対する一般の方の認識は、「潜伏期間でも他人にうつす可能性がある」ということだと思います。ご自身の認識にズレがあると非常識と言われかねません。これを機に再確認しましょう。

● インフルエンザの潜伏期間

- ・潜伏期間は1～3日程度で、長くて7日
- ・潜伏期間でも他人にうつす可能性がある
発症後ほどではありませんが、感染させる可能性があるとの意見が多くなりました。ちなみに、感染力が最も強いのは発症後3日目という見解が多いようです。
- ・潜伏期間中の検査では判断できない
発症してから12時間以上経過し、ウイルスの数がある程度増えなければ陽性反応が現れず、症状の軽い段階で受けた検査が陰性でも感染していないとは言いきれません。

インフルエンザの感染経路は主に咳やくしゃみの際に飛び散る飛沫によるものです。したがって、飛沫を浴びないようにすれば感染するリスクは大きく減少すると言われています。感染予防のためのマスクよりも、感染者がマスクをする方が感染を抑える効果は高いようです。

● 接客業でのマスク

接客業の人は業務中にマスクをするべきではないとの意見を聞きます。理由としては、表情を見せないことが失礼にあたる、マスク越しの声は聞き取りづらいなどがあげられます。年齢が高い人ほどマスクの着用には不満を持つ傾向が強いようです。接客マナーという観点ではマスク着用はNGといえます。

● 感染防止対策としてのマスク着用

本会が受けるインフルエンザに関する質問で多いのは、高齢の利用者がインフルエンザ発症に起因してお亡くなりになられた場合、施術者が感染元と特定されたら責任が生じるかというものです。答えは「責任が生じる」です。ただし、明確に立証されればという条件を満たした場合に限ります。しかし、施術者が感染元であることを立証する義務は利用者側にあり、因果関係の明確な立証はとても困難で、施術者へ損害賠償請求することは事実上難しいと考えています。とは言っても、感染防止対策の観点からは施術者のマスク着用は必要だと考えます。

接客マナーと感染防止対策のいずれを優先するかは、施術者（店舗）が提供している施術内容や店舗イメージなどで異なり、状況に応じた判断が必要となります。



施術者の休業は売上減にかかわる大きな問題です。インフルエンザ感染後の復帰について、学校では「解熱後2日間が経過し、発症後5日を経過するまで」となっており参考にできますが、あらぬ疑いや危機管理意識の低さなど、施術者（店舗）のイメージダウンに繋がりがかねない二次的被害を避けるために、個人の思い込みや判断ではなく、必ず通院し医師の診断をもって対応したいものです。

2ND POINT

今回は施術者から利用者への感染防止に着眼していますが、複数の施術者がいる店舗ではスタッフ間での感染防止対策も検討しましょう

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対しても状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けない時の支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

☺ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ☺

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

受付: 10:00～18:00（平日）

受付: 24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-1